

河辺荘通所介護事業・第一号通所事業揭示事項

令和6年4月1日更新

1. 事業者について

設置者の名称	社会福祉法人河辺ふくし会
運営者の名称	社会福祉法人河辺ふくし会
運営者代表者	理事長 高橋 隆幸
所在地	秋田県秋田市河辺大張野字水口沢216番地
電話番号	018-882-3516
事業者の名称	河辺荘通所介護事業所
介護保険事業者指定番号	0572405413
所在地	秋田県秋田市河辺大張野字水口沢216番地
代表者名	通所介護事業所管理者 菅原 朋靖

電話番号	018-882-3584
ファクシミリ番号	018-881-1218

2. 事業の目的と運営方針

- 事業の目的 要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービス、及び第一号通所事業サービスを提供することを目的とする。
- 運営の方針 要介護者等の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他全般にわたる援助を行う。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. ご利用事業所の職種、員数等

通所事業管理者	1名（生活相談員兼務）	社会福祉主事、介護福祉士、CM
生活相談員	1名	社会福祉主事、介護福祉士
介護員	4名以上	介護福祉士（4名）（常勤4名）
看護職員	1名以上	正看護師・准看護師（常勤2名）
機能訓練指導員	1名以上（正看護師・准看護師兼務）	

4. 営業時間

営業日 月～金 祝祭日（年末年始は除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

※ただし、利用者所要時間は7時間00分となります。

※ただし、時間外等のご希望に応じます。

利用定員数 30名

5. サービス提供内容

次のサービスのうち、通所介護計画・第一号通所事業計画に従って提供します。

○送迎 ○身体介護 ○食事 ○排泄 ○入浴 ○機能訓練

6. 利用料 別紙通所介護サービス料金表参照

7. 通常の事業の実施地域 主に秋田市河辺地区

8. 個人情報の取り扱い（守秘義務）について

通所介護、第一号通所事業を通じて知り得た利用者、ご家族に関する情報は、より良いサービス提供のため、サービス担当者間の情報共有以外の目的で第三者に漏洩することは決していたしません。また、情報提供にあたり、利用者、ご家族にあらかじめ文書により同意を得ます。

なお、守秘義務については契約終了後あるいは職員が退職後も同様です。

9. 苦情・相談窓口

「苦情申出窓口」を設けて対応しております。詳細は、別紙『「苦情申出窓口」について』の記載のとおりです。

10. 事故発生時の対応

事故防止・緊急対応マニュアルにもとづき対応します。

詳細は別紙「事故防止・緊急対応マニュアル抜粋」記載のとおり。

11. 虐待防止に関すること

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者を設置します。

虐待防止に関する責任者：管理者 菅原朋靖

サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 業務継続に関すること

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者へ必要なサービスを継続的に提供できるよう、「利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）」を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 身体拘束の適正化に関すること

利用者またはほかの利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を適切に記録します。

14. 加入している損害賠償責任保険

保険会社名 株式会社損害保険ジャパン

代理店名 北辰サポート (Tel) 018-862-3888

賠償責任事故の概略 業務遂行中の事故、業務の結果や提供した飲食物に起因する事故、施設所有・使用・管理に起因する事故

その他不明な点がありましたら遠慮なくお申し出下さい。